

「議会の意見」として執行機関に伝えるべきとしたご意見に対する執行機関からの回答

No.	執行機関へ伝えるべきとしたご意見の内容	執行機関からの回答	所管部局
1	<p>通学路や歩道に雪が堆積すると、市民は車道を歩かざるを得なくなり、危険であるため、来シーズンは、通学路や歩道の雪かきを徹底してほしい。</p>	<p>歩道除雪については、職員によるパトロールに加え、町会・町内会関係者、地域住民、学校関係者等からの情報提供を参考に積雪状況を確認し、歩行に支障があると判断した場合に委託事業者に指令を出すこととしております。</p> <p>歩道除雪の実施に当たっては、道路幅員に応じて、小型ロータリ除雪車、ハンドガイド式小型除雪機あるいは人力により実施し、歩道幅員が狭く、常時除雪ができない箇所については、車道の排雪時に歩行者空間の確保に努めることとしております。</p> <p>また、市では市民とのパートナーシップにより安全で快適な歩行者空間の確保に努めており、自主的に地域の歩道等の除雪を実施しようとするPTAや町会などに対しハンドガイド式小型除雪機を無償で貸与し、住民協力による安全な歩行者空間の確保に努めているところです。</p> <p>しかしながら、昨冬においては、過去30年において例を見ない急激な降雪に見舞われ、歩行者空間の確保が困難な状況も見受けられたことなどから、来シーズンにおいては、豪雪災害対策本部設置時には、通学路等歩道を確保するための応急対策として、市職員で構成するスノーレスキュー隊を設置・派遣するなどの対応強化策を踏まえた除排雪事業実施計画を今後策定し、当該計画に基づき、歩行者空間確保に努めてまいります。</p>	<p>都市整備部 道路維持課</p>
2	<p>幸畑地区の市営住宅は、老朽化により荒れており、空き室も多く不用心であるとの声があるため、必要な箇所については早急に修繕を行ってほしい。</p>	<p>市営住宅の修繕については、水漏れや、排水のつまりなど、入居者の生活に直接影響を及ぼすような修繕は、その都度対応しております。</p> <p>また、屋根や外壁、給排水装置など大規模な修繕については、市営住宅を長期にわたって良好に維持管理していくため、法定点検や日常点検の結果を踏まえ、予防保全的な観点から計画的に対応することとしております。</p> <p>今後も、市営住宅の修繕については、入居者の安全性や日常生活に支障を及ぼすような緊急度の高い箇所を最優先に対応しながら、適正な維持管理に努めていきます。</p>	<p>都市整備部 住宅まちづくり課</p>
3	<p>若い人の流出が止まらなければ街が衰退してしまうため、コロナ禍でのワーケーションにいち早く対応するとともに、自然が豊富で食べ物が美味しい青森への移住を勧めてほしい。</p>	<p>コロナ禍におけるリモートワーク等の普及に伴う地方移住への関心の高まりを踏まえ、企業やリモートワーク人材、新規就農者の誘致などに取り組んでいく「新しい働き方担い手誘致プロジェクト」を令和3年度から実施しています。</p> <p>その主な内容は、首都圏での情報発信を強化するため、「AoMoLink 赤坂」に移住担当職員を増員し、移住相談窓口を設置したほか、移住支援策として、移</p>	<p>企画部 企画調整課</p>

		<p>住者に最大100万円を支給する「移住支援金」の対象要件拡大や、当該支援金の対象外の方に対する市独自の支援策を拡充するため、移住に伴う引越し等に係る経費の一部(最大25万円)を助成する「新しい働き方移住支援金」及びリモートワーカーの県外移動の際の交通費等の一部を助成する「リモートワーク活動支援金」を創設しています。</p> <p>また、昨年10月、青森商工会議所、青森公立大学と本市の産学官連携による「青森リモートワーク人材誘致研究会」を設立し、先進事例の調査・研究、体験プログラム等の開発のほか、「リモートワーク・ワーケーション体験」に取り組んでいます。</p> <p>このほか、スマート農業や六次産業化など、新しい発想で農業にチャレンジする新規就農者を誘致するため、「短期就農体験モニター事業」、「農業インターンシップ事業」、移農に伴う引越し等に係る経費の一部(最大25万円)を助成する「移住就農支援事業」に取り組むとともに、就農モデルとして新たな地域おこし協力隊員を4月から配置し、SNS等で農業や食の魅力について情報発信を行っています。</p>	
4	<p>道路の白線や方向を示す矢印など、消えているところがかかなりあり、運転者が不安に感じているため、市の管轄部分については白線の引き直しを行っていただき、市の管轄外の部分については、警察等関係機関に働きかけてほしい。また、信号機のない横断歩道で消えているところについても、同様に対応してほしい。</p>	<p>道路上に設置されている区画線などの路面標示は、交通の安全確保と交通の円滑化を図るため、車道中央線や外側線などの区画線については、国道、県道、市道を管理する各道路管理者が設置しております。</p> <p>市道の区画線については、雪解け後の春から道路状況の調査を行い、区画線が薄くなるなど見えにくい路線を選定し、順次、車道中央線などの引き直しを行ってまいります。</p> <p>また、国道、県道の区画線については、所管している各道路管理者が、緊急性や必要性を判断し設置しているほか、交通規制に係る横断歩道等については、青森県公安委員会が、市内各警察署からの上申を受けた後に必要性を判断した上で設置等を決定しておりますことから、関係機関に対し、本件ご要望をお伝えします。</p> <p>なお、市では、区画線及び横断歩道等の道路標示を含む交通安全施設整備について、町会等からのご意見・ご要望をもとに、各道路管理者や市内各警察署とともに年2回の交通診断を行い、改善を図るよう働きかけており、引き続き、交通の安全確保と円滑化を図るため、関係機関と連携を図ってまいります。</p>	<p>【市の管轄部分】 都市整備部 道路維持課</p> <p>【市の管轄部分以外】 市民部 生活安心課</p>